「支給額$\times\frac{20又は30}{100}$」を「比較給与等支給額$(46)+((46)\times(別表六の二(十七)「６」)\times\frac{20又は30}{100})$」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第７号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「第68条の15の２第４項第14号」を「第68条の15の２第５項第11号」に改め、同第12号中「比較給与等支給額$(46)+((46)\times(別表六の二(十八)「３」)\times\frac{20又は30}{100})$(47)」を「比較給与等支給額$(46)+((46)\times(別表六の二(十七)「６」)\times\frac{20又は30}{100})$(47)」に改め、同号(二)中「「(46)＋((46)×(別表六の二(十八)「３」))」を「「(46)＋((46)×(別表六の二(十七)「６」))」に改め、同号を同第13号とし、同第五号中「、租税特別措置法」の次に「第68条の15の２第１項又は令和２年旧措置法」を加え、「同条第２項」を「租税特別措置法第68条の15の２第２項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項」に、「同項各号」を「租税特別措置法第68条の15の２第２項各号又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項各号」に改め、同号(5)中「の規定」を「又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項の規定」に改め、同号(10)中「の規定」を「又は令和２年旧措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」に改め、同号を同第七号とし、同第四号中「第39条の45の２第21項」を「第39条の45の２第14項」に改め、同号を同第六号とし、同第11号(1)中「第68条の15の２第４項第14号」を「第68条の15の２第５項第11号」に、「別表六(二十一)付表」を「別表六(二十)付表」に改め、同号(2)中「同条第４項第２号」を「同条第５項第２号」に改め、同号を同第五号とし、同第11号の次に次の11号を加える。

3　「調整新規雇用者総数の40％相当数
$(20)\times\frac{40}{100}$
（小数点以下切捨て）」　(21)　及び「(23)」から「(25)」までの各欄は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和２年改正法附則第96条第２項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいう。次号において同じ。）に該当する場合にのみ記載すること。

4　「個別非新規基準雇用者数
(13)－((19)又は(20))
（マイナスの場合は０）」　(26)　の欄は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度に該当する場合には「(19)又は」を消し、その他の場合には「又は(20)」を消すこと。

別表六の11(十六)付表１を別表六の11(十七)付表１とする。

別表六の11(十六)付表11の表中「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、

地方事業所得（別表六の二
税額控
30万円×((6)－(６の